

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会
令和8年度 事業計画書

第1 基本方針

障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すという基本理念のもと、それらを実感できる社会を構築していくためには、多くの方々の理解と具体的な行動の積み重ねが不可欠であり、障害があることで気づくことや、その気づきを大切に育てていくことが重要である。そしてその社会においては、障害に対する社会的障壁は取り除かれ、すべての人の人権と尊厳が守られ、自己選択と自己決定による自立した暮らしが現実のものとならなければならない。

こうした共生社会を実現していくためには、障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が当たり前のこととして受け入れられ、それを定着させることが求められており、その根幹となる障害者差別解消法を行政や関係機関と共に社会に浸透させていくことは、私たち障害者団体の使命であり、自ら率先して取り組んでいく必要がある。

当法人は、こうした考え方にに基づき、障害者の権利と尊厳が重視される社会の構築に向けて力強く歩みを進めるため、障害者支援施設の経営をはじめとする各種社会福祉事業の実施に効果的に取り組むとともに、市町村身体障害者協会と連携しながら活動の一層の拡大とその充実を図るものとする。

1 事業推進の重点目標

- (1) 障害者支援施設秋田ワークセンターの利用者の皆様に対して、日常生活に必要な介護や就労のための支援を行い、その自立と社会参加を促進する。
- (2) 障害者の自立更生の環境づくりに取り組み、その社会参加を促進する。
- (3) 市町村身体障害者協会の組織強化とその活動の活性化を進めて、地域福祉の増進を図る。
- (4) サービス管理責任者等の人材を育成し、県内事業所における障害福祉サービスの充実を図る。
- (5) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を包括した各種障害福祉事業を推進する。

第2 運営計画

当法人を運営するため、次の会議等を開催する。

- 1 評議員会 (2回)
- 2 理事会 (5回)
- 3 正副会長会議 (5回)
- 4 評議員選任・解任委員会 (1回)
- 5 監査 (1回)

第3 事業計画

1 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

社会状況の急激な変化等により福祉施設の経営は極めて厳しい状況にあるが、障害者の尊厳と社会参加の実現を基本理念に、個人の尊厳に基づく自立支援の確立と障害者自らが創る自由に生き生きとした生活空間の実現に向けて、コスト管理等による一層の経営の効率化に配慮しつつ、利用者様のニーズに沿った個別支援計画に基づき、適切な障害福祉サービスを提供する。

(詳細は6ページに記載)

2 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

利用者様がより豊かで満ち足りた生活を送ることができるよう、一人ひとりの要望やその有する能力及び適性に応じるとともに、利用者様の心身の状況や置かれている環境等に配慮しながら充実した障害福祉サービスを受けられるよう、きめ細かな相談支援を行う。

(詳細は14ページに記載)

3 コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の方々の高齢化・重度化や親なき後を見据えながら、これらの方が将来にわたり地域で安心して暮らすことができるよう居住支援の拠点となる共同生活援助事業所(短期入所併設)を運営し、適切な障害福祉サービスを提供する。

(詳細は15ページに記載)

4 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業の実施

(1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催

県協会の主要事業の説明や市町村協会の活動について情報交換等を行う。

ア 開催時期 6月

イ 開催場所 秋田市

(2) 会報「身障秋田」の発行

市町村協会の会員、関係団体等に対し、関係する制度の変更内容や今年度行われた主要事業の成果、今後の予定等について情報提供を行うとともに、市町村協会の特色ある活動を紹介するなど、市町村協会の活動の活性化と会員間の親睦、障害者福祉への理解の促進を図る。(令和9年1月発行)

(3) 友活交流会の開催(新規)

芸術文化活動に関心のある障害者の方の知識の習得や技術の向上を図るとともに、交流の場を提供することにより、これらの方々の社会参加を促進する。

ア実施内容 各種教室の開催（絵画、写真など）
イ開催時期 夏又は秋
ウ開催場所 県内3か所

(4) 市町村協会に対する補助金の交付（新規）

福祉大会、研修会、スポーツ教室等をはじめ、会報の発行や会員募集のための広報活動など、市町村協会が実施する事業に対し補助金を交付して、その活動の活性化を図る。（団体につき2万5千円を上限に6団体に補助）

(5) その他の事業

ア 身体障害者ジパング倶楽部に関する事務
イ 秋田県障害者スポーツ協会が実施する事業への協力

5 受託事業の実施

(1) 障害者県地域生活支援事業

ア 日常生活支援

(ア) オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者にその使用等についての正しい知識を伝えるとともに、社会生活に必要な基本的事項についての相談に対応することにより、これらの方々の社会復帰を促進する。

a 対象者 ストマ用装具の装着者

b 実施内容 県内5地区において装具や器具の選択法やその使用法、ストマクリニックを実施するとともに、社会生活上の基本的事項に関する相談に対応する。

(イ) 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する。

a 対象者 喉頭を摘出した音声機能障害者、音声機能障害者の発声訓練に熱意を有する者

b 実施内容 食道発声訓練、各種相談、人工喉頭又は電気発声機による発声訓練等を行う発声訓練会を開催する。

イ 社会参加支援

(ア) 秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会の構築に向けて、障害者自らによる諸種の社会参加推進施策を実施し、これらの者の地域における自立生活と社会参加を促進する。

a 実施内容 障害者の社会参加に向けた各種事業を実施する。

(イ) 筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー者にとって社会生活上必要な知識の習得や相談への対応、意見、情報等の交換を行う。

a 実施内容（年1回） 検診、医療講話、医療相談

(ウ) 身体障害者更生相談事業

身体障害者の更生のために必要な相談について適切な指導や助言を行う。

a 実施内容 秋田県心身障害者総合福祉センターに専門相談員1名を配置し、介護、法律、医療、住環境、結婚等各種相談に対応する。

(エ) 身体障害者福祉活動推進事業

福祉活動推進員を配置し、身体障害者のための障害者県地域生活支援事業を企画し、実施する。

a 設置場所 社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会

b 業務内容 各種障害者のための地域生活支援事業の企画や推進、障害者団体の育成等

(オ) 中途失明者緊急生活訓練事業

中途失明者の社会参加と自立に必要な知識や技術の習得を図るため、総合生活訓練、点字指導、在宅訪問指導等の助言や指導を行う。

ウ 心のバリアフリー推進事業

(ア) 第44回秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与するため、身体障害者及び関係者が一堂に会して大会を開催し、障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに、功労者の表彰を行う。

a 開催時期 7月

b 開催場所 秋田市

c 開催内容 秋田県知事表彰、秋田県身体障害者福祉協会会長表彰、体験発表、各種イベント・講演等

(2) 障害者差別解消推進事業

ア 障害者差別解消推進事業

(ア) 専門相談機関設置事業

障害を理由とする差別や虐待等に関する相談に対応するため、常設の相談窓口を設置して、弁護士による専門相談や、県や市町村の相談窓口への支援

等を行う。

a 常設相談窓口の設置

(a) 開設日 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）

(b) 開設時間 9：00～16：00

(c) 専門相談員1名の配置

b 専門相談日（弁護士相談）の設置

(a) 開設日 偶数月の第3火曜日（全6回）

(b) 開設時間 13：00～15：00

c 紛争解決のための調査補助等

あっせんの申立てがあった場合に、事実の確認調査に関する補助を行う。

d 相談対応職員への指導・助言

県地域振興局福祉環境部、市町村等地域相談窓口の職員への指導助言や、職員研修等におけるサポートを行う。

イ 障害者理解促進事業

(ア) 小中学生を対象とした出前講座や体験教室等の実施

障害のある方等が講師として県内の小中学校や高等学校に出向いて講話や障害疑似体験等を行い、障害や障害者への理解を深めるとともに、児童生徒等と障害者の交流を行う。

a 対象者 県内の小中学校や高等学校の児童、生徒、教員等

（45校で実施予定）

b 事業内容 受入先の学校と調整し、希望に応じて秋田県車いす連合会、秋田県盲導犬使用者の会、秋田県視覚障害者福祉協会、秋田県点字図書館等の関係団体を派遣する。出前講座や体験教室等の実施後には、児童・生徒や教員等を対象にアンケート調査を行い、事業効果を確認する。

ウ 障害者社会参加等促進事業

(ア) 障害者交流促進事業

障害の有無やその種類、程度にかかわらず、参加者が軽スポーツ等のレクリエーションや自然とのふれあいを通して交流し、相互の理解を促進する。

a 事業内容

(a) 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業

・運動会、ゲートボール大会、講演会等の開催

(b) 障害者のための軽スポーツレクリエーション大会開催事業

・開催時期 10月

・開催場所 秋田市

・実施競技 ボッチャ競技

(3) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業（一部新規）

サービスや支援の質の確保に必要な知識や技能を有するサービス管理責任者等を養成し、もって障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービス管理責任者等の資格を新たに取得するための基礎研修や、有資格者を対象とする実践研修と更新研修を実施する。また、新たに相談支援専門員及びサービス管理責任者の知識や技能の習得に資するため、意思決定支援研修を実施する。

ア 指導者養成国研修への派遣

(ア) 9月に厚生労働省・こども家庭庁が主催し、東京都内で実施する予定

イ 基礎研修（2日間：2回開催）

(ア) 基礎研修1：9月、基礎研修2：10月、研修会場：秋田市

(イ) 講義 サービス管理責任者等の基本的役割と福祉サービス提供のプロセスについて

(ウ) 演習 福祉サービス提供プロセスの管理に関すること

ウ 実践研修（2日間：2回開催）

(ア) 実践研修1：11月、実践研修2：12月、研修会場：秋田市

(イ) 講義 障害福祉施策等に関すること

(ウ) 講義・演習

a サービス提供に関する講義及び演習

b 人材育成の手法に関する講義及び演習

c 多職種・地域連携に関する講義及び演習

エ 更新研修（2日間：2回開催）

(ア) 更新研修1：7月、更新研修2：8月、研修会場：秋田市

(イ) 講義 障害福祉・児童福祉施策の最近の動向について

(ウ) 演習 障害福祉サービス提供の自己検証に関すること

(エ) 講義・演習 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョン

オ 意思決定支援研修（1日間：1回開催）

(ア) 意思決定支援研修：6月、研修会場：秋田市

a 講義・演習 意思決定支援の必要性

b 講義 意思決定支援の概要とガイドライン

c 講義・演習 意思決定支援ガイドラインの実践

6 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

本施設の基本理念及び基本方針に基づき、利用者様のニーズに沿った個別支援計画の作成や、利用者様が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援を行うとともに、感染症対策やクマの事故防止対策を日常的に実施することにより、安全・安心が確保された中、利用者様が豊かで充実した日々を過ごすことができる事業所を運営するため、令和8年度の事業を次のとおり実施する。

(1) 事業推進の重点目標

ア 生活介護支援事業の充実

利用者様のニーズに添った個別支援計画の作成、モニタリングの充実、利用者様のサービス利用満足度調査の実施など、日中や夜間における生活支援や介護等の福祉サービスをきめ細かく行う。

また、利用者様の心身のリフレッシュや、身体機能の維持・向上を図るため、レクリエーション活動や理学療法士の指導によるリハビリテーションを積極的に行う。

イ 就労支援事業の更なる活性化

障害者優先調達推進法及び共同受注の積極的な活用や、新規顧客獲得のための計画的な営業展開（既存顧客の業種の絞込み営業の実施）など、工賃向上に向けた取組みを行う。官公需からの受注においては、今まで以上に営業力を強化し、一般企業等からの売上高の下降に歯止めをかける。また、適正な価格設定と経費の削減による営業利益の増幅に取り組み、利用者様の工賃及び処遇の向上を図る。

ウ 各種感染症の予防

利用者様、ご家族様や職員、関係者等の協力により徹底した対策を行い、施設内での予防に努める。また、感染発生時には関係機関と連携して対応するとともに、再発に備えて、衛生管理のみならず、緊急時やその後の対応等も含めた計画や規程を策定して予防に取り組む。

(2) 事業及び定員

ア 施設入所支援事業	定員数	48名
イ 生活介護支援事業	定員数	40名
ウ 就労継続支援事業B型	定員数	32名

(3) 職員配置

職員	職員数※	担当業務
所長	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所内の総括、苦情解決責任者、会計責任者 ・ 事業経理区分の予算・決算事務の調整 ・ 事業計画、事業実績報告書の作成事務の調整
サービス	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者様の個別支援計画、アセスメント、

管理 責任者		利用計画原案、モニタリング等 ・相談業務、記録等の確認と調整 生活支援事業、就労支援事業各1名
事務員	3	・事業経理区分の予算・決算の事務処理、金銭の出納、 利用料の請求、精算業務 ・職員の給与、福利厚生等業務 ・施設設備、営繕管理、防災避難、利用者支援
生活支援員	1 2	・生活介護支援、日常生活支援、相談業務
職業指導員	7	・作業支援及び指導、製品管理、営業販売、相談業務
看護師	2	・利用者様及び職員の健康管理 ・利用者様のリハビリテーションマネジメント業務
栄養士	1	・利用者様の栄養マネジメント作成・管理 ・利用者様の給食献立の作成・管理
調理員	5	・給食業務の実施
嘱託医	1	・利用者様の検診・医務相談
理学療法士	1	・リハビリテーション（委託）
合計	3 5	

※事務員は生活支援員の兼務

(4) 事業概要

ア 施設入所支援事業

(ア) 感染症などの対策を行うとともに、入所者様が安全・安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間や休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援、日常生活の相談及び助言等を行う。

イ 生活介護支援事業

(ア) 快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄、食事等の介助や支援を行う。

(イ) 生活的リハビリテーションとして、自立した生活の維持、生活意欲の向上及び生活リズムの支援を行う。

(ウ) 日常生活のリズムに変化をもたらすため、楽しみを増やすようなレクリエーション活動などを積極的に行う。

(エ) 利用者様のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、適切な支援を提供する。

(オ) 利用者様や職員の身体的負担の軽減を図るため、身体状況に応じて特殊浴槽を活用する。

(カ) 年度当初に年間行事日程を告知し、計画的で楽しみのある生活環境づくりに努める。

(キ) 事業実施時間は午前9時から午後3時までとし、通所利用者様の送迎を行

う。

ウ 就労支援事業（就労継続支援事業B型）

- (ア) 各種感染症の対策を行いながら安全・安心な就労活動の機会を提供する。
- (イ) 個々の能力に応じた就労機会を提供するとともに、作業技術の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に進める。
- (ウ) ハローワーク等の援助機関と連携し、障害者求人情報を積極的に提供する。また、利用者様の一般就労に向けた訓練や就職相談を行うなど、支援の充実に努める。
- (エ) 利用者様が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う。
- (オ) 利用者様の就労能力の向上を図るため、施設内外において各種研修を行い、仕事に対する意欲の醸成と技術の向上に努める。
- (カ) 原材料の仕入れに際しては、取引業者間の競争性を確保するとともに、経費削減を進め、収益率の向上を図る。
- (キ) 安定工賃の確保を図るため、目標工賃達成指導員を配置する。また、計画に沿った売上目標を立て、営業力の強化を図るとともに、安定した受注量及び収益を確保し、利用者様が働く喜びを実感できる工賃の給付に努める。
- (ク) 官公需の受注を確保するため、発注情報の収集など、事業所の担当者への積極的な営業活動を行う。
- (ケ) 売上目標額は、6,036万円とする。
- (コ) 事業実施時間は午前9時30分から午後3時30分までとし、通所利用者様の送迎を行う。

(5) 給 食

- ア 日々の食事を美味しく満喫できるよう、機材や食器を更新しつつ、家庭的な雰囲気の中で、適温な選択食、四季の郷土食、行事食等を取り入れるなど、楽しみのある食事の提供に努める。
- イ 誤嚥、むせ込み等が見られる利用者様が安心・安全に食事ができるよう、食形態や食事内容の改善を図る。
- ウ エネルギー量や栄養素、塩分量の基準値を基に調理した食事の提供と、栄養ケアアセスメントを行い、生活習慣病や低栄養の予防、健康の維持増進に努める。
- エ 高齢化等による身体機能の低下がもたらす低栄養状態の防止等や栄養の改善を徹底するため、栄養ケア・マネジメントの活用を進める。
- オ 食中毒及び感染症を予防するため、食前の手洗いとうがいを徹底する。
- カ 集団食中毒及び感染症を予防するため、調理員の健康管理（健康観察、検便）及び衛生管理（手洗い、清潔な服装、着替え）を徹底する。
- キ 厨房内の衛生管理（食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、

害虫等の駆除・消毒)を徹底する。

(6) 医療と健康管理

- ア 利用者様の健康管理を確実にを行い、現病状の悪化防止に努める。
- イ 理学療法士は、看護師や生活支援員と連携して身体機能や精神の状態等を把握しながら、リハビリテーションマネジメントを進める。
- ウ 関係医療機関と連携して定期通院の徹底、内服管理、治療食の提供を行う。
- エ 利用者様及び職員の定期健康診断を行うほか、体重、体温、血圧、脈拍等を定期的に測定し、疾病の早期発見・治療に努める。
- オ 嘱託医による診察及び健康相談を計画的に実施する。
- カ 咀嚼や嚥下機能の低下予防と機能回復を図るため、口腔体操を励行する。
- キ 利用者様が適切な病識を持ち積極的に治療に専念できるように、情報提供や支援を行う。
- ク 協力医療機関の歯科医師による健診と衛生指導を行う。
- ケ 感染症におけるマニュアルを職員に周知し、徹底した衛生管理を行う。
- コ 利用者様や職員への各種感染症の予防接種を積極的に行う。

(7) 生活環境の整備

- ア 各種感染症対策として施設内の換気や消毒を行う。
- イ 明るく安全な環境で生活できるよう定期的かつ計画的に清掃を行い、快適で衛生的な空間の維持に努める。
- ウ 寝具のシーツ・カバー類については定期的に交換し、枕、掛布団、パット等については定期又はその都度適切に交換する。
- エ 入浴支援については、支援員2名以上で介助を行い、安全の確保と身体の清潔の保持に努める。また、感染予防の徹底を図るため、浴室等のレジオネラ菌検査を年1回行う。
- オ 移乗時における負担の軽減や安心感の醸成及び職員の腰痛対策や負担軽減を図るため、移乗ロボットや特別浴槽を積極的に活用する。

(8) 防災・防犯対策

- ア 防災対策
 - (ア) 防災対策委員会において防災管理について協議した上で、策定した計画に基づき緊急時における職員の行動規範を周知徹底する。
 - (イ) 建物の火気取締責任者等を定め、責任体制を明らかにする。
 - (ウ) 消防設備、避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検や自主点検を行う。
 - (エ) 災害に備えて3日分の食事や水を備蓄するとともに、ライフラインを確保するため設備の保守管理を行う。

- (オ) 地域関係団体と災害時や緊急時における協力体制を確立する。
- (カ) クマなどに遭遇しないための対策や人身被害の防止対策を講じる。

イ 防犯対策

- (ア) 現状を点検しリスクの把握に努める。
- (イ) 防犯用設備の点検や整備を計画的に行う。
- (ウ) 防犯に関する職員対応マニュアルに基づく訓練や研修の実施により、防犯意識を高める。
- (エ) 施設周辺における不審者等の情報収集に努める。
- (オ) 関係機関や地域住民等との協力や連携に努める。

ウ 避難訓練等

- (ア) 緊急時に迅速な行動ができるよう非常災害発生時を想定した訓練を年3回行う。
- (イ) 災害時における避難場所、避難通路、方向等を分かり易く表示し、利用者様と職員に周知する。
- (ウ) 災害時における職員対応マニュアルに基づき訓練を行い、利用者様の安全・安心の確保に努める。

(9) 苦情解決と情報公開

ア 苦情解決について

- (ア) 投書箱の設置、毎日の朝礼会、利用者様自治会組織への支援、行事等に参加する家族会との交流など、利用者様や家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易にかつ確実に伝わるような環境づくりに努める。
- (イ) 苦情や要望については苦情解決規程に従ってその解決を図る。また、利用者様の意思及びそれらの結果については、プライバシーに係る事項を除き、全利用者様に確実に伝える。
- (ウ) 定期的に関催する苦情第三者委員会に苦情内容を報告し、その解決策やその後の結果について適切な指導や意見を求めるなど、適正な運営とそれらの情報公開に努める。

イ 情報公開について

ホームページによる施設紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、活動内容を施設関係者、関係諸機関及び地域社会に発信し、施設運営や障害者福祉への理解と協力を促進する。

(10) 虐待防止の徹底

- ア 利用者様に安全・安心な障害福祉サービスを提供するため、虐待防止確立マニュアルに基づき、職員研修等必要な取組みを行う。
- イ 利用者様の人権擁護や虐待防止を担う責任者を定めて、虐待防止委員会を定期的に関催するとともに、必要な虐待防止体制の確立に努める。

- ウ 職員等に対する研修を充実し、虐待防止についての啓発等に努める。
- エ 施設内における早期発見、早期対応等虐待防止対策に努める。
- オ 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の普及啓発活動に積極的に取り組む。

(1 1) リスクマネジメント

- ア 利用者様の安全の確保やサービスの質の向上を図るため、リスクマネジメントを取り入れ、契約制度における事故や紛争の発生を未然に防止する。
- イ 施設の安定的かつ継続的な運営を図るため、契約制度における利用者様に対する安全配慮義務や法令の遵守、基本的な法務の対応等について研修等を通じて理解を深めて、利用者様の安全の確保や適切な補償体制の構築を行う。
- ウ 利用者様本位の対策や、職員、利用者様、家族等のスムーズな意思疎通を進めるため、事業毎にヒヤリハット事例の報告体制を構築し、これらの事故防止や情報公開に取り組む。

(1 2) 地域連携の推進

- ア 学生などの福祉体験学習を受け入れて、障害者福祉に対する地域住民の理解を促進する。
- イ 地域社会の福祉の拠点となれるように視察者等を積極的に受け入れる。
- ウ 地区振興会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の活動に協力し、地域福祉の向上やボランティアの育成に努める。
- エ 地域行事への利用者様の参加、施設行事への住民の参加等の交流を通じて、障害者、障害者福祉及び施設への理解を促進する。
- オ 地域の社会資源としての役割（災害時避難施設）を果たすため、市町村や関係機関と連携して災害時の緊急避難的な障害者の受入れを行うとともに、必要な備品の充実を図る。
- カ 地域連携推進会議を年1回開催し、利用者様と地域との関係づくりに取り組む。また、事業運営状況を報告し必要な要望や助言をいただく機会を設ける。

(1 3) 1日、1週間、1年間のプログラム表の作成

- ア 利用者様の1日の日課（事業毎）
- イ 利用者様の1週間の日課（事業毎）
- ウ 会議、部会、委員会の予定（年間行事予定表）
- エ 年間行事予定 (同上)
- オ 健康管理（定期健康診断） (同上)
- カ 防災訓練（避難訓練） (同上)
- キ 防犯訓練 (同上)

(14) 会議及び委員会の開催

ア 会議

- (ア) 朝・夕の申送り会：夜勤や宿日直者の申送り事項、日毎の業務、行事の連絡、各種報告、利用者様の状況等の確認と周知を行う。
- (イ) 職員会議：勤務体制、行事予定、研修、作業、利用者様の状況等の報告や業務の周知を行う。
- (ウ) 支援部会：利用者様に対する支援サービスの充実を図るため、生活介護支援、就労継続B型及び栄養士等のカフェレンスを行う。
- (エ) 所内研修会：職員を育成するため、キャリアの構築、スキルの習得及び資質向上のための研修会を開催する。
- (オ) サービス調整会議：各課が一堂に会して利用者様への支援サービスの充実の方法やその方向性を確認する。

イ 委員会

- (ア) 防災対策委員会：災害を防止するため、作成した計画書に基づき、緊急時における職員の行動規範を周知する。
- (イ) 広報委員会：機関紙「翔陽」についての企画や紙面の発行を行うとともに、その内容をホームページに掲載する。
- (ウ) 交通安全委員会：交通事故を防止するため、事故防止計画を作成し、安全運転意識の向上や各種対策を実施する。
- (エ) 健康委員会：利用者様や職員の健康の維持や増進を図るため、感染症予防対策、衛生管理などを実施する。
- (オ) 給食委員会：給食業務における利用者様への支援の改善や円滑化を実施する。
- (カ) 環境美化委員会：施設内外の環境の整備や美化を図るため、草花の植栽、廊下や壁の装飾などを行う。
- (キ) 親睦会運営委員会：職員間の親睦を図るため、交流会や研修の企画や開催を行う。
- (ク) 研修委員会：制度改革等福祉情報の提供や、職員のキャリア構築・スキルアップのためのOJT、OFFJT、社内研修等の企画や開催を行う。
- (ケ) 苦情受付委員会：利用者様等からの苦情を適切に解決し、その手続き等の透明性を確保するため、苦情の受け付けやその後の処理等を行う。
- (コ) 虐待防止委員会：利用者様への虐待を防止して適切な障害福祉サービスを提供するための体制を構築する。
- (サ) 感染症対策委員会：感染予防に関する啓発、情報の収集、環境の整備等の感染予防対策を行う。

ウ 事業継続計画BCP運用推進委員会

- (ア) 職員の防災対策や感染症対策の徹底、危機管理能力の向上及びBCPの理解や改善を図るため、教育や訓練を定期的実施する。
- (イ) 実施結果や出された意見等を防災委員会及び感染症対策委員会等で協議・検討して、BCPの検証や見直しを行う。

(15) 設備・機器の導入

- ア データーサーバーの入替え
- イ 厨房用食器器具の更新
- ウ 除雪機の入替え
- エ 特殊浴槽の入替え

7 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

地域のサービス資源や保健、医療、福祉、教育、就労等様々な領域のサービスを活用しながら、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう計画相談支援を行うため、次のとおり事業を実施する。

(1) 事業概要及び人員

- ア 事業：指定特定相談支援事業（計画作成担当）
- イ 人員：管理者1名（常勤・兼務）、相談支援専門員1名（常勤、専任）

(2) 事業内容

- ア 障害者の自立した生活を支えるために必要な障害による課題や適切なサービス利用に係るきめ細かなケアマネジメントの実施
- イ 生活全般に関わる相談支援、助言等
- ウ 地域における障害福祉サービス事業者等の情報提供
- エ サービス等利用計画の作成
- オ 訪問によるモニタリング

(3) 対象者

身体障害者及び知的障害者（18歳未満の者を除く。）

(4) 内容

ア 支給決定時（サービス利用支援）

支給決定前又は支給変更決定前にサービス等利用計画案を作成する。また、支給決定後又は支給変更決定後には、サービス事業者等との連絡調整や計画の作成を行う。

イ 支給決定後（継続サービス利用支援）

厚生労働省令で定める期間毎にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の

見直しを行う。

ウ サービス事業者等と連絡調整し、支給の決定又は変更に係る申請を勧奨する。

(5) 営業日及び営業時間

ア 営業日：月曜日～金曜日（土、日、祝日、お盆期間、年末年始期間を除く。）

イ 営業時間：午前9時～午後5時

ウ 事業の実施区域：秋田市内全域（依頼内容によっては、区域外のものも受け付けることがある。）

(6) 相談支援専門員の研修

相談支援専門員の資質向上のための研修及び業務執行体制の検証や改善を行う。

(7) その他

ア 事業における利用予定計画を立てて、効率的な運営と利用者様のサービス利用に停滞が生じないように努める。

イ 当事業所の利用状況、地域内他事業所の利用状況等の情報を収集し、その分析結果を踏まえて、事業の充実に向けた検討や見直しを行う。

ウ 秋田市障がい者総合支援協議会等と連携して他機関との協力体制を構築するとともに、必要な情報収集や相談ニーズに沿った事業を行う。

エ 秋田市の「地域生活支援拠点等」として緊急時対応等について行政や他事業所との連携を図る。

8 コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営

障害者総合支援法に基づく共同生活援助及び短期入所事業として、利用者様のニーズに沿った個別支援計画の作成や、利用者様が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中、共同で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行うことにより、安全安心が確保され、利用者様が豊かで充実した日々を過ごすことができる事業所を運営するため、令和8年度の事業を次のとおり実施する。

(1) 事業推進の重点目標

ア 提供する福祉サービスの充実

利用者様のニーズに沿った個別支援計画を作成して、モニタリングの充実を図りながら、利用者様の豊かで生き甲斐のある生活に向けた支援やサービスの提供に取り組む。また、夜間や休日における生活支援や身体介護等の福祉サービスの提供をきめ細かに行う。

イ 地域生活支援の充実

秋田市における障害者の生活を地域全体で支え合うための地域生活支援拠点として、グループホームの体験利用の実施や、夜間、休日等における短期入所

に係る緊急時受入体制の整備など、地域生活支援の充実に努める。

(2) 事業及び定員

ア 共同生活援助	定員数	8名
イ 短期入所	定員数	2名

(3) 職員配置

ア 共同生活援助

(ア) 管理者	1名 (兼務)
(イ) サービス管理責任者	1名
(ウ) 生活支援員	1名 (兼務1名)
(エ) 世話人	3名 (兼務3名)
(オ) 事務員	1名 (兼務)
(カ) 夜間支援従事者	9名 (兼務9名)

イ 短期入所

(ア) 管理者	1名 (兼務)
(イ) 生活支援員	1名 (兼務)
(エ) 世話人	3名 (兼務)
(オ) 事務員	1名 (兼務)

(4) 事業概要

ア 共同生活援助

- (ア) 利用者様が安全・安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間や休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援等日常生活の相談及び助言等を行う。
- (イ) 快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄、食事等の介助や支援を行う。
- (ウ) 利用者様のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、適切な支援を提供する。
- (エ) 利用者様が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う。
- (オ) 地域との結び付きを重視し、関係する市町村や他の指定障害福祉サービス事業者等と密接に連携する。
- (カ) 地域連携推進会議を開催し、利用者様と地域との関係づくりや障害者についての理解の促進等を行う。
- (キ) 一時的な利用が必要と認められる利用者様に対して、体験利用の機会を設けるなど必要なサービスを提供する。

イ 短期入所

- (ア) 利用者様やその家族の緊急時における宿泊を伴う支援を提供する。
- (イ) 利用者様の身体その他の状況やその置かれている社会環境に応じて、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を適切かつ効果的に行う。
- (ウ) 地域との結び付きを重視し、関係する市町村や他の指定障害福祉サービス事業者等と密接に連携する。

(5) 給食

- ア 日々の食事を美味しく満喫できるよう、家庭的な雰囲気の中、適温で提供する。
- イ 集団食中毒や感染症を予防するため、調理員の健康管理（健康観察、検便）や衛生管理（手洗い、清潔な服装、着替え）を徹底する。
- ウ 調理場の衛生管理（食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、害虫等の駆除・消毒）を徹底する。

(6) 医療と健康管理

- ア 関係医療機関と連携して定期通院の徹底や内服管理、治療食の提供を行う。
- イ 疾病を早期に発見するため、利用者様や職員の定期健康診断を行う。
- ウ 利用者様が適切な病識を持って治療に専念できるように情報提供や支援を行う。
- エ 感染症マニュアルを職員に周知し、衛生管理を徹底する。
- オ 利用者様や職員への新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザワクチン等の予防接種を行う。

(7) 生活環境の整備

- ア 清潔かつ明るく安全な環境で生活できるよう、衛生面に細心の注意を払いながら感染予防のための機器を有効に活用するなどの支援を行う。
- イ 寝具のシーツ・カバー類については定期的に交換し、枕、掛布団、パット等については定期又はその都度汚れ具合を見て交換する。

(8) 防災・防犯対策

- ア 防災対策
 - (ア) 防災管理について協議した計画書に基づき、緊急時における職員の行動規範を周知徹底する。
 - (イ) 防災については、常時の災害防止、特に火災予防を徹底する。
 - (ウ) 消防設備、避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検や自主点検を行う。
 - (エ) 災害に備えて最低3日分の食事や水を備蓄するとともに、ライフラインを確保するため設備の保守管理を行う。

(オ) 地域関係団体や地域ボランティアと災害時や緊急時における協力体制を確立する。

イ 防犯対策

(ア) 防犯用設備の点検や整備を計画的に行う。

(イ) 防犯に関する職員対応マニュアルに基づく訓練や研修により、防犯意識を高める。

(ウ) 施設周辺における不審者等の情報収集に努める。

(エ) 関係機関や地域住民等との協力や連携に努める。

ウ 避難訓練等

(ア) 緊急時に迅速な行動ができるよう、非常災害発生時（火災、地震、洪水）を想定した訓練を年4回行う。

(イ) 災害時における避難場所、避難通路、方向等を分かり易く表示し、利用者様及び職員に周知する。

(ウ) 災害時における職員対応マニュアルに基づき訓練を行い、利用者様の安全・安心の確保に努める。

(9) 苦情解決と情報公開

ア 苦情解決について

(ア) 投書箱の設置を行うなど、利用者様や家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易にかつ確実に伝わるような環境づくりに努める。

(イ) 苦情や要望については苦情解決規程に従ってその解決を図る。利用者様の意思やその結果については、プライバシーに係る事項を除き、全ての利用者様に確実に伝える。

(ウ) 定期的に関催される苦情第三者委員会において苦情内容を報告し、その解決策やその後の結果について適切な指導・意見を求めるなど、適正な運営と情報の公開に努める。

イ 情報公開について

ホームページによる事業部の紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、活動内容を施設関係者、関係諸機関及び地域社会に発信し、施設運営や障害者福祉への理解と協力を促進する。

(10) 虐待防止の徹底

ア 利用者様に安全・安心な障害福祉サービスを提供するため、虐待防止確立マニュアルに基づき、職員研修等必要な取組みを行う。

イ 利用者様の人権擁護や虐待防止を担う責任者を定めて、虐待防止委員会を定期的に関催するとともに、必要な虐待防止体制の確立に努める。

ウ 職員等に対する研修を充実し、虐待防止のための啓発等に努める。

- エ 施設内における早期発見、早期対応等虐待防止対策に努める。
- オ 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の普及啓発活動に積極的に取り組む。

(1 1) リスクマネジメント

- ア 利用者様の安心・安全を確保するため、職員一人ひとりがリスクを想定し対策を実行するなど、トラブルや事故の未然防止に取り組む。
- イ 連絡網や危機管理体制等を整備し、事故や事件等が発生した際には、利用者様の安全を確保した上で、的確な状況の把握と迅速な初動対応を行う。

(1 2) 地域連携の推進

- ア 地域の社会資源としての役割を果たすため、市町村や関係機関と連携し災害時の緊急避難的な障害者の受入れを行うとともに、必要な備品の充実を図る。
- イ 地域連携推進会議を年1回開催し、利用者様と地域との関係づくりに取り組む。また、事業運営に係る状況を報告し必要な要望や助言をいただく機会を設ける。

(1 3) 会議及び委員会（障害者支援施設秋田ワークセンターと一部合同で実施）

ア 会 議

- (ア) 朝・夕の申送り会：夜勤や宿日直者の申送り事項、日毎の業務、行事の連絡、各種報告、利用者様の状況等の確認と周知を行う。
- (イ) 職員会議：勤務体制、行事予定、研修、作業、利用者様の状況等の報告や業務の周知を徹底する。
- (ウ) 支援部会：利用者様に対する支援サービスの充実を図るため、生活介護支援、就労継続B型及び栄養士等のカフェレンスを行う。
- (エ) 所内研修会：職員を育成するため、キャリアの構築、スキルの習得及び資質向上のための研修会を開催する。
- (オ) サービス調整会議：各課が一堂に会して利用者様への支援サービスの充実の方法や方向性を確認する。

イ 委員会

- (ア) 防災対策委員会：災害を防止するため、作成した計画書に基づき緊急時における職員の行動規範の周知徹底する。
- (イ) 広報委員会：機関紙「翔陽」の企画や紙面の発行を行うとともに、その内容をホームページに掲載する。
- (ウ) 交通安全委員会：交通事故を防止するため、事故防止計画を立案し、安全運転意識の向上や各種対策を実施する。
- (エ) 健康委員会：利用者様や職員の健康の維持や増進を図るため、感染

症予防対策、衛生管理などを行う。

- (オ) 給食委員会 : 給食業務における利用者様への支援の改善や円滑化を実施する。
- (カ) 環境美化委員会 : 施設内外の環境の整備や美化を図るため、草花の植栽、廊下や壁の装飾などを行う。
- (キ) 親睦会運営委員会 : 職員間の親睦を図るため、交流会や研修の企画や開催を行う。
- (ク) 研修委員会 : 制度改革等福祉情報の提供、職員のキャリア構築・スキルアップのためのOJT、OFFJT、社内研修等の企画や開催を行う。
- (ケ) 苦情受付委員会 : 利用者様等からの苦情を適切に解決し、その手続き等の透明性を確保するため、苦情の受け付けやその後の処理等を行う。
- (コ) 虐待防止委員会 : 利用者様への虐待を防止し適切な障害福祉サービスを提供するための体制を構築する。
- (サ) 感染症対策委員会 : 感染予防に関する啓発、情報の収集、環境の整備等の感染予防対策を行う。

ウ 事業継続計画BCP運用推進委員会

- (ア) 職員の防災対策や感染症対策の徹底、危機管理能力の向上及びBCPの理解や改善を図るため、教育や訓練を定期的実施する。
- (イ) 実施結果や出された意見等を防災委員会及び感染症対策委員会等で協議・検討して、BCPの検証や見直しを行う。